

日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー実施業務委託仕様書

本仕様書は、那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会（以下「甲」という。）が発注する「日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー実施業務委託」を受託するもの（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定める。

1 業務概要

（1）委託業務名

日本遺産那須野が原デジタルスタンプラリー実施業務委託

（2）業務目的

日本遺産「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財や周辺スポットを周遊する、幅広い世代が参加できるデジタルスタンプラリーを実施することで、日本遺産那須野が原のストーリーや構成文化財の魅力を多くの人に知ってもらうとともに、観光客の誘客と滞在時間の延長・周遊の促進を図ることを目的とする。

（3）履行期間

契約日の翌日から令和6年3月15日（金）まで

（4）提案上限額

4,600,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 業務内容

事業の範囲は以下のとおりとする。

なお、実施に当たっては、以下の事業内容を十分理解し、適切な実施体制でこれに臨むこととし、その具体的手法は乙が自らのノウハウを最大限活用し、甲と協議の上、実施するものとする。

（1）デジタルスタンプラリーの企画立案・実施

「明治貴族が描いた未来～那須野が原開拓浪漫譚～」の構成文化財を中心に、那須塩原市・大田原市・矢板市・那須町内の周遊を促進するため、デジタルコンテンツを活用したスタンプラリー（以下「スタンプラリー」という。）を企画するものとし、甲と協議の上、事業を実施する。

ア 実施に先立ち、認定された甲の日本遺産ストーリー及び構成文化財を熟知すること。

イ スタンプラリーの名称やキャッチコピー、ストーリーについて、業務目的にふさわしいものとする。

ウ 二次元コード（QRコード）を活用したものを基本とするが、乙は、費用の範囲内で、位置情報や写真の活用といった提案ができるものとする。

エ アプリ不要が望ましいが、アプリを活用する場合には利用料が無料のものとする。

オ スタンプラリーの設定地点については、那須塩原市、大田原市、矢板市、那須町の各市町の構成文化財からそれぞれ1か所以上設定すること。計10か所程度を想定しているが、企画趣旨に沿う地点であり、日本遺産那須野が原のPRに協力する地点であれば、構成文化財でない地点も提案することができるものとする。地点設定先への交渉等の一切の手続きは乙の費用と責任で行うものとする。

カ スタンプラリーの開催期間は、8月から11月までの間を予定すること。

キ スタンプラリーの賞品の応募条件は、段階的な応募条件を設けるものとし、乙の提案をもとに、甲と協議

の上決定すること。

(2) 広報関係

- ア 効果的な周知が図られるよう、チラシ（A4版）、ポスター（B2）をデザインし、作成すること。
チラシ、ポスターには、日本遺産のロゴのほか、栃木県誕生150周年のロゴを掲載すること。
- イ 情報媒体（情報誌、新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等）における広告を提案し、甲と協議の上、広告媒体を決定すること。
- ウ 多くの集客を見込めるよう、広い地域において、スタンプラリー開催前及び開催期間中のPRを行うこと。

(3) スタンプラリー参加者等からの問い合わせ対応

- ア 乙は、スタンプラリー運営事務局として、スタンプラリー参加者からの問い合わせの対応を行うこと。

(4) スタンプラリー参加者等の集計・分析

- ア スタンプラリー参加者の情報のアクセス集計を行うものとし、年代ごとに好まれる地点や多く選ばれた地点などの分析を行うこと。
- イ 集計・分析する内容については、甲と協議の上決定すること。
- ウ 乙は、甲の求めに応じ、集計データを提供すること。提供する時期、内容については、甲と協議の上決定すること。

(5) スタンプラリー賞品当選者の決定、賞品の手配・発送

- ア 応募情報を取りまとめの上、当選者を決定することとし、決定方法は甲と協議の上決定すること。
- イ 応募条件に沿った賞品を手配するものとし、令和2年度に甲が実施した「地域資源と連携した日本遺産の魅力創出事業」の成果物であるおみやげ品試作品を盛り込むなど、内容及び数量については、甲と協議の上決定すること。
- ウ 賞品の手配・発送については、乙が実施すること。

(6) その他

- ア その他、スタンプラリーの実施に付随する業務を行うものとする。

3 成果物等

- (1) 参加者等の集計・分析結果
- (2) 素材（写真、チラシ、ポスター等）の電子データ一式
- (3) 上記(1)、(2)の電子データを保存したCD-R 1枚

4 納品場所

那須野が原開拓日本遺産活用推進協議会事務局（那須塩原市生涯学習課）

5 その他

- (1) 乙は契約締結後、速やかに事業計画書を提出すること。

- (2) 業務の円滑な進捗及び成果を把握するため定例的な打合せを行うこと。
- (3) 乙は、本委託業務を行うにあたって業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。本委託業務終了後も同様とする。
- (4) 本業務の成果物に関する一切の権利については、甲に帰属する。
- (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て乙の責任において対処すること。
- (6) 本仕様書に定めのない事項及び業務上疑義が生じた場合は、甲と乙とで協議し、決定するものとする。

6 支払条件

業務完了後の一括払とする。